

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 56 年 4 月から 62 年 3 月まで

申立期間①については、独立して始めた事業所の経営が安定していたころであり、遅れて納付することはあったが、この期間だけ納付していないことはあり得ない。

申立期間②については、自宅に来ていた女性の集金人や A 市町村役場 B 支所で納付した記憶がある。また、時期は不明だが、後でまとめて A 市町村役場本庁舎で 30 万円ぐらい納付した記憶があるが、免除申請の手続をした記憶は無く、未納と申請免除承認期間とされていることに納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については 3 か月と短期間である上、申立人は、昭和 49 年 5 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料について、申立期間①を除きすべて納付していることが確認できることから、申立期間①についても納付したはずであるとする申立人の主張に不自然さはみられない。

一方、申立期間②については、「申立期間②のうちの昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から 62 年 3 月までの期間は、未納とされているが、国民年金保険料を納付したはずであり、57 年 4 月から 60 年 3 月までは、申請免除承認期間とされているが、免除申請の手続は行っておらず、保険料を納付したはずである。」と主張しているところ、集金人による納付が当時行われていた事実については確認ができない上、

免除申請の手続については、毎年行う必要があるものであり、申立人が当該手続を行っていないにもかかわらず、昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月までの 3 年間にわたり、申請免除を承認する記録が誤って行われたとは通常考え難い。

また、申立人は、「30 万円ぐらいの国民年金保険料を後でまとめて納付した記憶がある。」と主張しているところ、国民年金保険料現金納付者名簿の記録を確認したが、昭和 54 年 2 月及び同年 3 月の保険料を同年 5 月 15 日に納付した記録以外に、過年度保険料を納付した記録は確認できない。

さらに、申立人は申立期間②の国民年金保険料の納付方法、納付時期等に関する記憶が曖昧である上、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から 60 年 9 月までの期間、60 年 11 月、同年 12 月及び 61 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 11 月から 60 年 9 月まで
② 昭和 60 年 11 月及び同年 12 月
③ 昭和 61 年 3 月

私が 20 歳になった時、母や親類に言われて市町村役場に行き、国民年金の加入手続を行い、その後、市町村役場か市町村内の銀行で保険料を納付した。申立期間が未納とされていることに納得がいかないのので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳の時に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 4 月 25 日に払い出され、20 歳に到達した 58 年*月*日に遡^{そきゅう}及して被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、納付された国民年金保険料について、還付すべき事由が生じたときは、その時点で納付可能な未納期間がある場合には、還付せずに当該期間の保険料に充当する処理を行うこととされているところ、国民年金被保険者名簿の記録から、申立人が昭和 62 年 10 月に厚生年金保険に加入した後も口座振替により引き落とされた 62 年 10 月から同年 12 月までの 3 か月分の国民年金保険料を還付処理せずに、申立人が遡及して被保険者資格を取得した期間のうちの 60 年 10 月、61 年 1 月及び同年 2 月の保険料に

充当する処理がされたことが確認できることから、当該充当処理がされるまでは、同期間は申立期間①から③までと同様に未納とされていた期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 60 年 1 月ごろ株式会社Aに入社し、3か月の試用期間の後の同年4月に正社員になり、厚生年金保険に加入したと思っていたが、同社での厚生年金保険の加入は1年後の 61 年 4 月 1 日からとされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人は、申立期間において株式会社Aに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、株式会社Aでは、「当時の資料は残っていないが、厚生年金保険と雇用保険はセットで加入手続をしていた。」と回答しているところ、申立人の同社における厚生年金保険及び雇用保険の加入記録は一致していることが確認できる。

また、申立期間当時の株式会社Aの事務担当者は、「中途採用者については、採用してもすぐには厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言しているところ、中途採用であった複数の者の証言によると、入社から厚生年金保険に加入するまでの期間は5か月から1年ぐらいであったとしており、複数の者は、「厚生年金保険に加入するまでは、保険料の控除は無かったと思う。」と証言している。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 9 月 1 日から 7 年 10 月 1 日まで

私は、平成 6 年 9 月から 7 年 9 月末まで A 株式会社勤務し、1 か月 30 万円ぐらいの給与をもらっていた記憶があるが、当時の標準報酬月額は 20 万円となっており、実際の給与支給額と相違しているため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社では、「当時の厚生年金保険及び厚生年金基金の被保険者資格の取得届及び喪失届は複写式であった。」と回答しているところ、同社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び B 企業年金基金が保管する「厚生年金基金加入員資格取得届」、「厚生年金基金加入員資格喪失届」には、申立人の同社における標準報酬月額は 20 万円と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A 株式会社では、「入社時の標準報酬月額は、基本給や交通費等の固定的賃金を基準として計算し、年に 1 回（毎年 10 月）の定時決定の際に、実際の総支給額との差があった場合は見直しを行っていた。申立人は定時決定が行われる前に退社しているため、標準報酬月額が変更されなかった。」と回答しているところ、オンライン記録から、申立期間に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し 1 年以上厚生年金保険の加入期間がある二人は、いずれも定時決定において標準報酬月額の見直しが行われていることが確認でき、同社の回答と符合している。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から26年8月まで

私は、申立期間において、A株式会社B事業所の下請け会社のC事業所に勤務し、D市町村のE現場で働いた。厚生年金保険の加入記録は無いが、一緒に働いていた同僚の氏名を覚えているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立期間当時、申立人は、C事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C事業所の現在の事業主は、「当社は、申立期間当時も現在も厚生年金保険には加入していない。」と回答している上、オンライン記録においても、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人が同僚であったと記憶する4人についても、申立期間における厚生年金保険の加入記録は無く、そのうちの一人は、「C事業所に勤める時に厚生年金保険被保険者証を提出したり、辞める時に被保険者証を返してもらったりしたことはなかったし、給与から保険料は引かれていなかったもので、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言している。

さらに、C事業所の元請け事業所であったA株式会社B事業所の当時の従業員は、「下請け会社の従業員を自社の厚生年金保険に加入させることはなかった。」と証言している。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。